

離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

概要

- 離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。
- 平成25年度より、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の一部を改正し、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う、分娩医療機関のない離島（奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。）における妊婦に対する健康診査及び分娩の支援に要する経費について、特別交付税の算定の基礎とすることとした。なお、特別交付税の額は総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とされた。
- 平成26年度より、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。

特別交付税とは

- 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。
- 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合等に算定交付される。 ※普通交付税不交付団体にも交付される。
- 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される。（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）
- 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。